

演奏会等に関する「年間の包括的利用許諾契約」について

継続的に演奏会、レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等を開催される皆さまが、あらかじめ「年間の包括的利用許諾契約」を JASRAC と締結することにより、利用許諾手続が簡便になるほか、総入場料算定基準額の取扱いが以下のとおり「減額」となります。

例えば・・・、《公演 1 回ごとの使用料の場合》

①コンサート ～入場料 1,000 円、会場の定員数 400 名の場合～

総入場料算定基準額(1,000 円×400 名×80%)×5%+消費税相当額=17,600 円 *1

年間の包括的利用許諾契約を締結すると、

総入場料算定基準額(1,000 円×400 名×50%)×5%+消費税相当額=11,000 円 *1

*1 入場料がない場合や、上記計算による額が「定員数×5 円」もしくは「2,500 円」を下回る場合には適用されません。

②レビューショー ～入場料 1,000 円、会場の定員数 400 名の場合～

総入場料算定基準額(1,000 円×400 名×80%)×4%+消費税相当額=14,080 円 *2

年間の包括的利用許諾契約を締結すると、

総入場料算定基準額(1,000 円×400 名×50%)×4%+消費税相当額=8,800 円 *2

*2 入場料がない場合や、上記計算による額が「定員数×4 円」もしくは「2,000 円」を下回る場合には適用されません。

《ご契約条件》

- ① 演奏会やレビューショー等の催物を継続して開催される法人又は個人
- ② 過去に開催された催物において JASRAC に申請漏れがなく、かつ使用料の未払いのない法人又は個人

* 契約保証金の納付、連帯保証人の署名押印、実印の押印、印鑑証明や、法人謄本等のご提出をお願いすることがあります

《お申込み方法》

以下いずれかの方法でお申込みください

- ① インターネット(JASRAC オンラインライセンス窓口)からのお申込手続き
JASRAC オンラインライセンス窓口【J-OPUS】<http://www.jasrac.or.jp/>
- ② 担当支部に連絡し、「包括的利用許諾契約申込書」の郵送を依頼

《契約でお守りいただくこと》

- ① 催物の開催月の前月 15 日までに所定の「催物予定報告書」に必要事項を記入し、チラシなどと一緒に担当支部にご提出ください
*「演奏利用明細書」は、催物の開催日の 5 日後までにプログラムと合せて担当支部にご提出ください
- ② 「催物予定報告書」「演奏利用明細書」の内容に基づき、使用料を算出し、請求書を発行いたしますので、請求書記載の期日までに使用料をお支払いください

* 催物予定報告書・演奏利用明細書のご提出やお支払いに遅滞が生じる等、契約条項に違反した場合は、本契約の解除、又は契約条項を違反した催物について本契約に係る減額の対象外措置等を取らせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

演奏会等包括的利用許諾契約条項

(総則)

- 第1条 一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「甲」という。）が演奏、上映及び伝達（以下「演奏等」という。）に係る著作権を管理する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）を、申込者（以下「乙」という。）が開催する催物において演奏等により利用することに関する甲乙間の包括的利用許諾契約（以下「本契約」という。）は、乙が甲に対し、甲所定の書式による包括的利用許諾契約申込書（電磁的方法によるものを含む。以下「申込書」という。）を提出し、甲が乙に対し、包括的利用許諾書（電磁的方法によるものを含む。以下「許諾書」という。）を交付すること（電子メール等の電磁的方法による許諾書の場合には、当該許諾書が乙に到達すること）により成立する。
2. 本契約は、本契約条項（本契約の内容とすることを目的として甲が準備したこの契約条項をいう。以下同じ。）を内容とする。
 3. 乙が、本契約成立以前に甲の許諾を受けずに管理著作物を利用しているときは、第1項の規定にかかわらず、乙がその利用について甲の許諾を受けることを本契約の効力発生の条件とする。
 4. 乙が、本契約成立以前に甲から請求された使用料の支払を遅滞しているときは、第1項の規定にかかわらず、乙が当該支払債務の全部を承認し、履行することを本契約の効力発生の条件とする。

(包括的利用許諾)

- 第2条 甲は、乙が本契約条項の定めを遵守することを条件として、乙に対し、乙が開催する催物（第三者が開催する催物であって、乙が当該第三者のために次条第1項の規定による報告の内容に含めたものを含む。）において、管理著作物を演奏等により利用することを包括的に許諾する。
2. 乙は、前項の規定により許諾された全ての催物について、第11条の規定により算出される使用料の支払義務を負う。

(催物の事前報告義務)

- 第3条 乙は、乙が開催する催物の内容について、催物開催月の前月15日までに甲の定める報告書（以下「報告書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。
2. 次条の規定に従った訂正報告がなされた場合には、前項に規定する期限までに、追加又は変更された内容の報告書の提出があったものとみなす。

(訂正報告)

- 第4条 乙は、前条第1項の規定による報告書の提出後に催物の追加があった場合は、直ちに甲に報告し、報告書記載の催物の中止（次条に規定する場合を除く。）、内容等の変更があった場合は、催物開催日の前日までに甲に報告しなければならない。
2. 前項に規定する報告は、書面又は別途甲が指定する方法によって行うものとし、甲が承諾することを要する。

(不可抗力)

- 第5条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、政府・地方公共団体の命令規制など乙の責めに帰すことのできない事情により催物の開催が不可能となった場合は、乙は、甲に対し書面により通知することにより、第3条第1項の規定に基づき報告した内容を撤回することができるものとする。

(関与する催物の情報提供義務)

第6条 乙は、第三者が開催する催物（第2条第1項括弧書に規定するものを除く。）に後援、運営協力等の関与をするときは、甲にその催物の情報を提供するとともに、当該第三者に対し、あらかじめ甲の許諾を得て管理著作物を利用するよう指導しなければならない。

(利用曲目等の報告義務・プログラムの提出義務・催物の調査等)

第7条 乙は、演奏等により利用した著作物の明細について、催物ごとに甲所定の利用明細書（以下「明細書」という。）を作成し、プログラム等を添えて、当該催物の開催日から5日以内に甲に提出しなければならない。

2. 乙は、明細書提出後に報告内容等の変更があった場合は、遅滞なく変更する内容を甲に報告しなければならない。
3. 乙は、催物における管理著作物の利用状況調査のため、甲に対し、甲の職員等による利用楽曲の調査、関係書類の閲覧その他の業務遂行に必要な便宜を与えなければならない。

(変更事項の届出義務)

第8条 乙の名称、代表者、連絡先等に変更が生じたときは、乙は、遅滞なく甲に書面により届出なければならない。

(演奏等以外の支分権の許諾)

第9条 乙が、プログラム等に歌詞、楽譜等を掲載し、又は複製物を作成するなど、演奏等以外の支分権に係る許諾を必要とする方法で管理著作物を利用する場合は、事前にその許諾を受けなければならない。

(契約保証金の納付義務)

第10条 乙は、本契約の確実な履行を担保するために甲が必要と認めたときは、甲に対し、年間の予定使用料の範囲内で甲が定める額の保証金(以下「契約保証金」という。)を本契約締結と同時に納付しなければならない。

2. 本契約が終了し、かつ、乙が本契約に基づく義務を完全に履行したときは、甲は、乙に対し、甲が交付した受取証と引き替えに、契約保証金を返還する。ただし、返還の際、利息は付さない。
3. 乙が、本契約上の支払債務の全部又は一部を履行しないときは、甲は、あらかじめ乙に通知することなく、契約保証金を乙の支払債務に充当することができる。ただし、この規定は、甲の乙に対する契約解除権及び損害賠償請求権の行使を妨げないものとする。
4. 前項の規定により契約保証金が乙の支払債務に充当された場合、乙は甲の請求後10日以内に充当による契約保証金の不足額を補填するものとする。

(使用料の算出)

第11条 甲は、第2条第1項による利用許諾に係る使用料を甲の使用料規程に従い算出し、乙に通知する。

2. 甲は、前項の使用料の算出に当たり、演奏及び伝達による利用に係る「総入場料算定基準額」を求めるときは、使用料規程第2章第1節（1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の備考）④(イ)の定めを適用する。
3. 乙が、演奏又は伝達による利用に関し第7条に違反したときは、甲は、乙に対し、使用料規程の上演形式による演奏、演奏会における演奏又は演奏会以外の催物における演奏に定める①公演1回ごとの使用料又は②1曲1回ごとの使用料のいずれかの規定を選択して使

用料を算出することができる。

4. 第1項又は前項の規定により使用料を算出する場合において、1曲1回ごとの使用料を算出する方法によらないときは、乙の音楽著作物の利用全体に占める管理著作物の利用の割合（以下「利用割合」という。）を乗ずるものとする。利用割合の算出方法等は、甲のウェブサイトに掲載するものとする。
5. 甲が使用料規程、同規程の取扱細則若しくは利用割合の算出方法を変更したとき、又は法律の改正により消費税率が変更されたときは、甲は、その変更に基づき使用料を算出するものとする。

（使用料等の支払）

- 第12条 乙は、前条の規定に基づき算出された使用料並びに第14条第1項及び第2項の規定に基づき算出された違約金を、催物の開催日から30日以内に、甲の事務所に持参し、又は送金して支払う。この場合において、送金に要する手数料は、乙の負担とする。
2. 甲が乙に交付する請求書に記載された支払期日が前項に規定する期日より遅い日であるときは、前項の規定にかかわらず、その日を支払期日とする。

（使用料の変更）

- 第13条 甲が乙に使用料を請求した後に、演奏等により利用する著作物の権利関係の相違が判明したときは、甲は、その判明した内容に基づいて請求する使用料の額を変更することができる。

（違約金・遅延損害金）

- 第14条 第11条第2項の適用に係る催物について、乙が第3条第1項又は第7条第1項に規定する義務に違反したときは、甲は、当該催物に係る使用料（第2号において「当該使用料」という。）のほかに、違約金として、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を乙に請求することができる。
- (1) 当該催物に使用料規程第2章第1節(1)上演形式による演奏、2演奏会における演奏、3演奏会以外の催物における演奏の備考)④(ア)を適用して使用料を算出した場合に得られる額
 - (2) 当該使用料の額
2. 前項の催物以外の催物について、乙が、第3条第1項又は第7条第1項に規定する義務に違反したときは、甲は、当該催物に係る使用料（以下この項において「当該使用料」という。）のほかに、違約金として、当該使用料の20%に相当する額を乙に請求することができる。
 3. 乙が第12条第1項に規定する義務に違反したときは、甲は、当該催物の使用料及び違約金のほかに、遅延損害金として、その支払期日の翌日から実際に支払のあった日までの日数に応じ、年率14.6%（1年を365日とする日割計算）相当額を乙に請求することができる。

（著作者人格権の尊重）

- 第15条 乙は、管理著作物又はその題号に著作者の意に反する変更、切除その他の改変を加えること、著作者の名誉又は声望を害する方法により管理著作物を利用することなどによって、著作者人格権を侵害してはならない。

(連帯保証人)

第16条 本契約の確実な履行を担保するために甲が必要と認めたときは、乙は、甲に対し、本契約申込みに際し、連帯保証人を書面により届け出なければならない。なお、本項により届け出た連帯保証人が欠けることとなった場合、甲が必要と認めたときは、乙は、新たな連帯保証人を書面により届け出なければならない。

2. 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生ずる乙の債務を負担しなければならない。
3. 連帯保証人が法人でないときは、前項に規定する連帯保証人の負担は、許諾書又はこれに附属する書面に記載する極度額を限度とする。
4. 連帯保証人が法人でないとき、乙は、第1項の連帯保証を委託するに際し、連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

(1)財産及び収支の状況

(2)本契約に係る支払債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(3)本契約に係る支払債務の担保として他に甲に提供し、又は提供しようとするもの（契約保証金を含むがこれに限られない。）があるときは、その旨及びその内容

5. 連帯保証人から請求があったときは、甲は、遅滞なく、使用料の支払状況、滞納額その他の乙の全ての債務の額等に関する情報を連帯保証人に提供しなければならない。

(契約の期間)

第17条 本契約の有効期間は、許諾書に始期及び終期をもって記載する期間とする。

2. 本契約が期間満了又は解除により終了した場合であっても、第2条（包括的利用許諾）第2項、第3条（催物の事前報告義務）第1項、第7条（利用曲目等の報告義務・プログラムの提出義務・催物の調査等）、第11条（使用料等の算出）第3項、第12条（使用料の支払）、第14条（違約金・遅延損害金）、第16条（連帯保証人）、本条（契約の期間）本項、第23条（個人情報利用目的）及び第24条（合意管轄）の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続する。

(契約の更新)

第18条 本契約は、有効期間満了時の1か月前までに甲乙いずれからも相手方に対して書面による別段の意思表示のないときは、満了時の契約内容と同一の条件をもって1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(期限の利益の喪失)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても期限の利益を失い、本契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければならない。

- (1) 手形・小切手を不渡りにし、租税滞納処分を受け、又は仮差押え・仮処分・強制執行等の申し立て、若しくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の申し立てがあったとき。
- (2) 営業を廃止し、又は合併によらないで解散したとき。
- (3) 営業の許可又は登録が取り消されたとき。
- (4) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。

(契約の解除)

第20条 乙が、本契約に規定する義務に違反したとき（報告書又は明細書の内容が事実と異なることが判明したときを含む。）は、甲は10日間の猶予期間を付した文書により乙にその是正又は履行を催告し、乙がその期間内にこれに応じないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2. 民法第542条第1項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ち

に本契約の全部を解除することができるものとし、同条第2項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとする。

3. 甲は、乙が前条各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この解除は、甲が被った損害につき乙に賠償請求することを妨げない。

(本契約条項の内容の変更)

第21条 甲は、次に掲げる場合には、本契約条項を変更することにより、変更後の本契約条項について合意があったものとみなし、個別に乙と合意をすることなく本契約の内容を変更することができる。

- (1) 本契約条項の変更が、本契約条項に基づき管理著作物を演奏等に利用する利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本契約条項の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 甲は、前項の規定による本契約条項の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本契約条項を変更する旨及び変更後の本契約条項の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知する。

3. 乙は、前項の規定により周知された変更に異議があるときは、周知の開始日から2か月以内に書面により通知することにより、本契約を解除することができる。

(権利義務及び契約上の地位の譲渡禁止)

第22条 乙は、本契約に基づく一切の権利義務又は契約上の地位を、甲からの事前の書面による承諾なく第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはならない。

(個人情報の利用目的)

第23条 甲が取得した乙の個人情報は、次に掲げる目的のために必要な範囲以外では利用しないものとする。

- (1) 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報
- (2) 音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報

2. 乙は、甲が、前項各号の目的の達成のために必要な範囲で、個人情報を第三者に提供することに同意する。

(合意管轄)

第24条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、甲の本部又は支部の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

オンラインライセンス窓口利用特約条項

(特約条項の適用)

第1条 乙が、甲のオンラインライセンス窓口（以下「オンライン窓口」という。）を利用する場合、この特約条項を適用する。

(催物の事前報告)

第2条 乙がオンライン窓口の利用登録を行い、オンライン窓口の **ID** 及びパスワードを取得した場合には、本契約条項第3条第1項に規定する報告書の作成及び提出並びに第4条第1項に規定する催物の追加の報告に代えて、オンライン窓口所定の方法での催物内容の登録を行うことができる。

(利用曲目等の報告及びプログラムの提出)

第3条 前条の規定により催物内容の登録を行った場合に限り、乙は、本契約条項第7条第1項に規定する明細書の作成及び提出に代えて、オンライン窓口所定の方法での利用曲目等の登録を行うことができる。この場合、同項に規定する乙のプログラム等の提出義務は、甲が特に必要とする場合を除いて免除する。

(変更事項の届出)

第4条 乙がオンライン窓口の利用登録を行い、オンライン窓口の **ID** 及びパスワードを取得した場合には、甲が特に必要とする場合を除き、本契約条項第8条に規定する代表者及び連絡先等の変更届出（乙の名称変更の届出を除く。）に代えて、オンライン窓口所定の方法での変更事項の登録を行うことができる。